

通及精算をしなければならない、遡及精算をすればインフレになるおそれがあるというような答弁をしており、また昨日二十四日の委員会では大蔵大臣は、自然増収の見込みがどの程度にあるかという自信が持てず、今ではさりげないばいだという表現で、昨年度と同じく金がないから出せないのである。うような表現をいたし、言葉を悪く申しますなれば、のらりくらりのつかみどころのないところの答弁で終始いたしておったのでござります。それのみならず、四月や五月実施という人事院の技術的な面からできないことであるの勧告があつても、これは予算編成上いうよな、暴言に等しい答弁をしている。このことは将来の勧告にまづの不安を与えたものであることを、私は遺憾に思つておる次第でござります。さらに、給与大臣の福永さんは、われは人事院の勧告通り実施したいと考え、最後まで努力をしたけれども、総体的な面から、多くの意見で十月実施と議論で決定されたのであるから、よろしく了解して下さいと、きわめて低姿勢の答弁で、だれ一人として五月実施を十月実施に延ばした正当な理由、無理にでも納得のできるような答弁はなかつたのであります。

私はこのことをきわめて重大なことであると思うのであります。このことによつて、公務員諸君の賃上げ闘争にますます拍車をかける結果となることを憂うるのでございます。公務員の労働組合からストライキを取り上げ、その代償として設置され、公務員の給与、勤務条件の改善に責務を持つ人事院といふ法的な制度が、曲がりなりにも結論を出し、政府に対し勧告をした勧告内

容が守られない場合は、国民の前にその理由を明確にしなければならないと思つてあります。そして曲がりなりに示されているごとく職員がその職務にあたり最大の能率を發揮し、または國民に対して公務の民主的かつ能率的な運営をはかるということの保障が困難になるからであります。

今日ここであらためて申し上げるまでもなく、御承知の通り公務員諸君は、人事院の勧告を不満として、公務員共闘会議の名のもとに、果敢な戦いをいたしております。そして政府が人事院勧告すらも実施しないとの不道義な態度に憤激をして、ますます大がかりな戦術と行動を行ない、また行なはんとしておるのでござります。私は思つてゐますに、この闘争は、年末、春闘にかけて相当憂うべき戦術が行使されることが予期されるのであります。政府はこの事態を重要視して、これを何とか收拾するためには、公務員諸君と十分に話し合いをされ、事態を円満に解決するよう努力されることを強く希望します。私はこのことを強く希望するものであります。この闘争がますます深刻化し、憂うべき事態になるような場合には、その責任はあげて政府並びにこの案に賛成される政党にあることを明確に申し上げて、私の反対の意見にかかる次第でござります。

(拍手)

○中島委員長 受田新吉君。
○受田委員 私は民社党を代表して、ただいま採決されんとする給与関係の三法案に遺憾ながら反対せざるを得ない理由を申し上げたいと思います。

この一般職の職員に関する給与関係の法律案を長らくながめて参りますと、もともと一般職の給与が人事院によって立案をされ、政府によって法律案も公務員諸君に理解と納得をさせる必要があります。そして曲がりなりに示されているごとく職員がその職務にあたり最大の能率を發揮し、または國民に対して公務の民主的かつ能率的な運営をはかるということの保障が困難な運営をはかるということの保障が困難になれば、のらりくらりのつかみどころのないところの答弁で終始いたしておったのでござります。それのみならず、四月や五月実施という人事院の技術的な面からできないことであるの勧告があつても、これは予算編成上いうよな、暴言に等しい答弁をしている。このことは将来の勧告にまづの不安を与えたものであることを、私は遺憾に思つておる次第でござります。さらに、給与大臣の福永さんは、われは人事院の勧告通り実施したいと考え、最後まで努力をしたけれども、総体的な面から、多くの意見で十月実施と議論で決定されたのであるから、よろしく了解して下さいと、きわめて低姿勢の答弁で、だれ一人として五月実施を十月実施に延ばした正当な理由、無理にでも納得のできるような答弁はなかつたのであります。

私はこのことをきわめて重大なことであると思うのであります。このことによつて、公務員諸君の賃上げ闘争にますます拍車をかける結果となることを憂うるのでございます。公務員の労働組合からストライキを取り上げ、その代償として設置され、公務員の給与、勤務条件の改善に責務を持つ人事院といふ法的な制度が、曲がりなりにも結論を出し、政府に対し勧告をした勧告内容を申し上げたいと思います。

この一般職の職員に関する給与関係の法律案を長らくながめて参りますと、もともと一般職の給与が人事院によって立案をされ、政府によって法律案も公務員諸君に理解と納得をさせる必要があります。そして曲がりなりに示されているごとく職員がその職務にあたり最大の能率を揮発し、または國民に対して公務の民主的かつ能率的な運営をはかるということの保障が困難な運営をはかるということの保障が困難になれば、のらりくらりのつかみどころのないところの答弁で終始いたしておったのでござります。それのみならず、四月や五月実施という人事院の技術的な面からできないことであるの勧告があつても、これは予算編成上いうよな、暴言に等しい答弁をしている。このことは将来の勧告にまづの不安を与えたものであることを、私は遺憾に思つておる次第でござります。さらに、給与大臣の福永さんは、われは人事院の勧告通り実施したいと考え、最後まで努力をしたけれども、総体的な面から、多くの意見で十月実施と議論で決定されたのであるから、よろしく了解して下さいと、きわめて低姿勢の答弁で、だれ一人として五月実施を十月実施に延ばした正当な理由、無理にでも納得のできるような答弁はなかつたのであります。

私はこのことをきわめて重大なことであると思うのであります。このことによつて、公務員諸君の賃上げ闘争にますます拍車をかける結果となることを憂うるのでございます。公務員の労働組合からストライキを取り上げ、その代償として設置され、公務員の給与、勤務条件の改善に責務を持つ人事院といふ法的な制度が、曲がりなりにも結論を出し、政府に対し勧告をした勧告内容を申し上げたいと思います。

この一般職の職員に関する給与関係の法律案を長らくながめて参りますと、もともと一般職の給与が人事院によって立案をされ、政府によって法律案も公務員諸君に理解と納得をさせる必要があります。そして曲がりなりに示されているごとく職員がその職務にあたり最大の能率を揮発し、または國民に対して公務の民主的かつ能率的な運営をはかるということの保障が困難な運営をはかるということの保障が困難になれば、のらりくらりのつかみどころのないところの答弁で終始いたしておったのでござります。それのみならず、四月や五月実施という人事院の技術的な面からできないことであるの勧告があつても、これは予算編成上いうよな、暴言に等しい答弁をしている。このことは将来の勧告にまづの不安を与えたものであることを、私は遺憾に思つておる次第でござります。さらに、給与大臣の福永さんは、われは人事院の勧告通り実施したいと考え、最後まで努力をしたけれども、総体的な面から、多くの意見で十月実施と議論で決定されたのであるから、よろしく了解して下さいと、きわめて低姿勢の答弁で、だれ一人として五月実施を十月実施に延ばした正当な理由、無理にでも納得のできるような答弁はなかつたのであります。

私はこのことをきわめて重大なことであると思うのであります。このことによつて、公務員諸君の賃上げ闘争にますます拍車をかける結果となることを憂うるのでございます。公務員の労働組合からストライキを取り上げ、その代償として設置され、公務員の給与、勤務条件の改善に責務を持つ人事院といふ法的な制度が、曲がりなりにも結論を出し、政府に対し勧告をした勧告内容を申し上げたいと思います。

般公務員でも最高級の次官、局長にでもなれるのだという、そつとした道を開くような内容をお示し願いたかった。

以上、人事院の権威を尊重するよう

くよな内容をお示し願いたかった。

人事院は大いに御努力を願いたいと

としてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場からは、人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院になつたものは、うのみにされるべき

事院を廃止しようという空気に対しても、これを擁護した立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院が出した案をそのままのみにされる

のでせつかくお出しになつた――たとい

うことこの二つの柱がわれわれに非常に大きな不満を与えていることをここで申し上げておきたいのです。

まだこの法案に対しまして特に政府

の機関を尊重され立場から、人事院の機関としてのその機関がお出しになつた原案をそのまま国会に提出していた

欠陥があろうとも公務員の立場を守る

だけ、そういう法律案の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たしていただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作成方式をお

いてお考へ願いたいことは人事院の機関を尊重される立場を守る立場にあるわれわれといたしましては、せっかく人事院

が公正な立場でその大役を果たして

いただくなれば、人事院を尊重し、人

事院の権能を擁護する立場でやつてき

た原案をそのまま国会に提出していた

われわれといたしましては、どのよ

うな御協力を申し上げたい。しかしそ

うした人事院の権能が政治的にゆがめ

を、特に私は指摘いたしたいのであります。

まだこの法の作

ることを指摘せざるを得ません。

以上、三案の採決にあたりまして、民
社党としては人事院の機関を尊重し、民
人事院に大いにがんばってもらいたい
と思つておるわれわれの期待を裏切つ

た提案がされておること、またそれに
対する処置において政府が国民に納得
させられないような時期的なズレを
もつて、実施期をおくらせて御提案に
なつておるということ、こういう点に
おいてまことに遺憾でござりますが、
今後のこういう法案の提出の一つの御
反省の資料ともなるべき数々の点を指
摘いたしまして、この三案に対し反
対の意思を表明する次第であります。

○中島委員長 これに討論は終局いた
しました。
これより採決に入ります。一般職の
職員の給与に関する法律の一部を改正
する法律案、特別職の職員の給与に関
する法律の一部を改正する法律案及び
防衛廳職員給与法の一部を改正する法
律案の各案を一括して採決いたしま
しました。

各案に賛成の諸君の起立を求めま
す。
〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立多數。よつて、各
案はいづれも可決いたしました。
なわ、ただいま議決いたしました各
案に関する委員会報告書の作成等につ
きましては、委員長に御一任願いたい
と存じますが、これに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めま
す。よつてそのように決しました。

○中島委員長 引き続き臨時行政調査

会設置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次
これを許します。石橋政嗣君、

○石橋(政)委員 調達庁の機構問題に

ついて若干防衛廳長官にお尋ねをした
いと思います。この問題につきまして
はかねがね国会が開かれますたびにお
尋ねをして参ったわけございますが、

最近どうにか防衛廳と調達庁の間で

話し合いが煮詰まってきて、仮の名を

防衛廳施設課と名づけておられるそう

でございますが、そういうものを新し
く作ろうという構想がまとまってきて
いるというようなことを私ども聞いて
おるのでございますけれども、そういう
ことが事実なのかどうか、その辺か
らますお尋ねをしてみたいと思うわけ
です。大体どの程度の話し合いがつい
ておるのか。特に次の通常国会にま
つたもの法案として提出する意思
を現在お持ちになつておられるかどうか
か、そういうことも含めてお答えを願
いたいと思います。

○藤枝国務大臣 お話のよう調達庁

と防衛廳の合体と申しますか、そうい
うことにつきましては、かねがね国会
でもいろいろ御論議があり、また現在
の基地等の施設の重要性にかんがみま
して、米軍の施設といわず、自衛隊の
施設といわず、これらを一元的に能率
的に取り扱うのが妥当であるという觀
点からいたしまして、この問題を具体
的に研究をいたさせておるわけでござ
いますが、いすれにいたしましても、早急
にこの問題をまとめ上げたい。もちろん
行政管理庁の御意見等も伺わなけれ
ども、そういう基本的な考え方

が、それが完全に、たとえば防衛廳の

建本というような機構に一体にする

ことではなくて、そこに新しい機

構を考えていくことが最も妥当

ではないか、これが懸念の一番大き

な根拠になつておると私思うわけな

です。その点大体現在の作業を進めて
いくと一時的にどの程度の、人員整

理が予定されておるのかその辺を一

つ……。

○藤枝国務大臣 まだ先ほどから申し

ましたように研究段階で、そこまで進

んでおりませんが、私の気持としまし

ては、最初に御指摘になりましたよう

に、この統合の問題はいろいろ事務的

ばかりませんが、防衛廳といたしまし
ては、通常国会にその取りまとめまし
た案を御審議いただきたいという気持

を持ちまして、鋭意研究を進めさせて

おるわけでございます。まだ具体的に

事務的に煮詰めるべき点も数点ござい

ますので、それらを取りまとめた上で、
おるわけでございます。

○石橋(政)委員 実質出血は伴わない

ようにしてまいりたいことだと思つて
ますが、配置転換その他は当然出てくる

といふうに予想されるわけですが、
その点はいかがですか。

○藤枝国務大臣 あるいは場合により
まして、配置転換というようなことは

考えなければならぬ面も出てくるか
とは存じますが、先ほど申しましたよ

うに、できるだけ現在の身分を安定し
つつ結合を果たしたいというのが私の

気持でございます。

○石橋(政)委員 それからもう一つ心

配しております点は、公務員としての

身分上の問題だとと思うわけです。これ

は調達庁を防衛廳の外局に移管すると
いう問題が出て参りました場合にも、

私どもも懸念いたしまして、当時岸総

理でしたかにわざわざ念を押しておつ
た点でございますが、当時の政府の答
弁といたしましては、身分上の変更を
加える意思は全然ない。あくまでも調

達庁職員は従来の一般職としての身分
を確保して、そして防衛廳の外局にな
るだけなのだということでございまし
たが、今度の場合も当然この問題がま
た出てきておるわけです。この機構の

統合が推し進められていくと、勢いま
た從来確保されてきた一般職という身
分が防衛廳の職員並みの特別職になつ
て、交渉団体も作れないのではないか

ては、通常国会にその取りまとめまし
た案を御審議いただきたいという気持
を持ちまして、鋭意研究を進めさせて
おるわけでございます。まだ具体的に
事務的に煮詰めるべき点も数点ござい
ますので、それらを取りまとめた上で、
おるわけでございます。

〔委員長退席、草野委員長代理着
席〕

○石橋(政)委員 大体作業が相当進
んでおられるようでございますが、それ
に連関いたしまして、肝心の調達庁の
職員の諸君は、不安を持ち始めておる
ようです。本来調達庁職員の不安を解
消するために、この機構の問題が取り
上げられておると私ども理解してお
りますが、出発点としてはそういう
気持で取り組んでおられると思うので
すけれども、結果的には逆に不安をか
き立てておる、そういうのが現状では
ないかと思うのです。

そこで大体まとまりましたことにつ
いては、なるべく御説明を願いまし
て、そういう不安を解消するよう、一
つ大臣としても努力していただきた
いと思うわけでございますが、そ
ういう意味でおの方でお尋ねをしてみたい
と思うわけです。

まず最初にどういう名称か定まつて
おらないとおつしやつておられるので
ございますけれども、この統合の方法

は、一つは現在あります二つの機構が
合体する場合に、どうしても管理部門

その他の重複する面が出てきて、人員整

合する場合に、どうしても管理部門

私が出てきておると、私申し上げたの

は、一つは現在あります二つの機構が
大体その方向で研究を進めておるよう

な次第であります。

○石橋(政)委員 その場合に、結局不
安が出てきておると、私申し上げたの

は、一つは現在あります二つの機構が
大体その方向で研究を進めておるよう

な次第であります。

○石橋(政)委員 その場合に、結局不
安が出てきておると、私申し上げたの

は、一つは現在あります二つの機構が
大体その方向で研究を進めておるよう

な次第であります。

な能率の問題もございますが、一つは
本にしていくという基本的な考え方の

調達庁の職員諸君の身分の安定と申

ますか、地位の安定ということもねら

いの大きな一つでございます。従いま

してこの統合によりまして、調達庁職

員の整理をしなければならないという

ようなことにならないよう努力をい

たしておる次第でございます。

○石橋(政)委員 実質出血は伴わない

ようにしてまいりたいことだと思つて
ますが、配置転換その他は当然出てくる

といふうに予想されるわけですが、
その点はいかがですか。

○藤枝国務大臣 あるいは場合により
まして、配置転換というようなことは

考えなければならぬ面も出てくるか
とは存じますが、先ほど申しましたよ

うに、できるだけ現在の身分を安定し
つつ結合を果たしたいというのが私の

気持でございます。

○藤枝国務大臣 それからもう一つ心

配しております点は、公務員としての

身分上の問題だとと思うわけです。これ

は調達庁を防衛廳の外局に移管すると
いう問題が出て参りました場合にも、

私どもも懸念いたしまして、当時岸総

理でしたかにわざわざ念を押しておつ
た点でございますが、当時の政府の答
弁といたしましては、身分上の変更を
加える意思は全然ない。あくまでも調

達庁職員は従来の一般職としての身分
を確保して、そして防衛廳の外局にな
るだけなのだということでございまし
たが、今度の場合も当然この問題がま
た出てきておるわけです。この機構の

統合が推し進められていくと、勢いま

た從来確保されてきた一般職という身
分が防衛廳の職員並みの特別職になつ
て、交渉団体も作れないのではないか

といふことも、大きな不安の原因になつておるようでござりますが、この辺のところはどういうふうにお考へになつておりますか。

○藤枝国務大臣 当時の岸総理あるいは津島防衛廳長官がお答えになりましては、調達庁が現在やつておりますように米軍の施設の管理、調達あるいは労務の関係もございますが、そういう形で防衛庁の外局になる。従つてそういう職務の内容もあるいは身分関係も動かないというとお答えされたのだと私は承知しておるのでござります。今回統合をいたしまして、労務は別といたしまして米軍の施設も、また自衛隊の施設も、同時に一括して取り扱うということになりますと、その点は、調達庁がそのまま防衛庁の外局に入つたということは性格が変わつて参るかと存じております。しかし、その辺はさらにもう少し研究を進めて参らないと、ここで特別職にするのだ、あるいは一般職でそのままおるのだと、いうことを確定的にお答えする段階ではないわけでございます。

○石橋(政)委員 そのところが少しはつきりしないのでござりますけれども、現在防衛庁において補償業務の處理に当たつておるのは、主として制服の諸君だというふうに聞いておりますが、これは間違ひございませんか。

○藤枝国務大臣 自衛隊の施設についての補償業務は、主として制服がこれを取り扱つております。

○石橋(政)委員 そうしますと、自衛隊において直接国民に対しても加害者の立場に立つのがこの制服の諸君だと思ふのですが、これの補償業務もまた制服の諸君がやつている、こういう形に

なつてはいると思うのですが、この辺に加害者の立場に立つ制服が、みずからこの被害者の補償の業務に携わるというのではありません。自衛隊の補償業務といじやないか、やはり補償業務は、制服を着ていない人の方にやらせた方がいいのじやないか、そういうふうに考えてありますと、自衛隊の補償業務といふのを切り離して調達庁に持っていく、こういう構想も当然成り立つわけでござりますが、一つ身分の保障の問題と関連して十分にこの点は御検討を願つておきたいと思うわけです。

そこでちょっと参考までに、事務当局でけつこうですけれども、防衛庁が取り扱ってきた最近までの特損関係の補償業務の処理件数、金額、おわかりですか。わからなければあとで資料で出していただいていいです。

○草野委員長代理 資料の持ち合わせがないそうですから、あとで……。

○石橋(政)委員 それではあとで一つ資料を御提出願いたいと思います。私どもも前々から、先ほど申し上げたように、調達庁の将来の問題というものは多大の関心を持って参ったわけですね。これについて政府側も、最近とみて建設的に御心配下さつておることはまことにけつこうだと思うのでございまますけれども、逆に不安をかき立ててくれるような現状はまことに残念だと思つたのです。そういうところから、前々から主張しておりました諸官庁の一括調達というような問題を、もう一回振り返つて御検討願つた方がいいのじやないかといふことを、この間川島長官にも申し上げましたところ、それは確かに検討の価値もあるようと思つたからという御答弁をいただいておる

わけです。特に前行管長官の小澤さんは、この問題を積極的に考えておられたようで、私どもの質問に対してもはなしに、みずから答弁の際に、そういう構想をお述べになつておられました。私どももこの構想は大賛成でござります。どれだけ冗費が省けるか、そういう意味において、各省庁が独自の立場でやつております調達なり、あるいはばらばらの形で行なつておる補償業務なり、そういうものを一つの役所が統括してやる。

しかもその柱として成り立ち得る調達庁、そうしてその職員は熟練の職員を持つておることもあるし、これを生かす点から計つても非常にいいのじやないかということを前々から言つておったわけありますので、その辺をもう一度、やはりそういう構想を含めて御検討を願いたいということを申し上げておきたいと思います。

なお從来調達庁の職員が、調達庁が防衛庁の外局になつてから三年になるわけであります、その三年間にしておに六百五名整理されておると聞いておりますが、防衛庁に行けば首切りはないだらうというような期待を持つておそらく行つたのだろうと思いますが、現実は六百人も首を切られておる。しかしその切られた中でも大半の者は配置転換で救つたではないかといふ言い分があつたと思ひますが、調達庁から防衛庁に移つた人がざいぶんおるわけです。ところがこの職員の人たちの中にもまたいろいろな不満があるようです。私率直にそれを取り次いでみたが、各出先機関あたりに多いと思いますが、主要のポストをいわゆる制服組が

占めておつて、いわゆる官宦はその下に配置されて、六等級の職員でもコップ一取りをやらされたり、雑用をやらされたりしている。全く責任のある仕事なんかしていないといふような人が多い。こういうようなことは非常にむだでもあるし、いかにも、もうお前が知らないからやめたらどうかと言わんばかりの態度をとられるわけです。そうすると調達庁では首を切られるから防衛庁に配置転換をして、ここなら大丈夫と思いつかがましくやってこられて、も、行つた先においてそういうような扱いを受けたら、これはまことにおろそかでないということは十分御理解できることと思いますが、そういう例はないという自信がござりますか。私の方には訴えがきておるわけでありまして、そういうようなことをやつていゝものかどうか、非常に疑問を持つておるわけであります。一つ大臣の御感想なり御決意なりをお聞きしたいと思います。

○石橋(政)委員 こういうことはむだでし、またおもしろく勵かせるということも考えなければならぬという立場から言つても、ぜひ十分に御注意願いたいと思います。そのほかにも訴えられてくる不満がいろいろあります。

防衛庁では、文官の場合も五十五才で実質的に定年制をしておるのかどうか。現実にはそれをやつておるということですか。それから女子職員の場合、もう勤続年数が五年になるとやめろと言わんばかりの勧告がしきりに行なわれるということを聞いておるわけですが、そういうこともあるのか、その辺も一つお聞きしておきたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 せびろと、いいますか、文官の方につきまして、今御指摘のようなことは万々ないと私は考えております。なお十分注意はいたしますけれども、現在までさようなことをやつたことはないと心得ております。

○石橋(政)委員 私どもが聞いた範囲では、主として出先がおもだ、しかもその主要なポストは制服が占めておると聞いているわけですけれども、制服といえば自分では軍人のつもりでおるが、そのやり方はまことにいやらしいやり方じやないかと思われるようなことがたくさんあるわけです。大臣もよく実態を把握されて、そういう下部の末端の人事などにも気を配られて、少なくとも職員の諸君が気持よく國のために働くという意欲を燃やし得るようにな、そういう環境を作つてやるよう十分御注意を願いたいと思うのです。

一方的に定年制を置いて、いわゆる普通にいわれる肩たたきというか、もつと露骨な形かは別としてやめさせて

が、一つこの点、長官の御意見を聞きたいと思います。

○川島國務大臣 前小澤長官時代に本案を提案いたしました。もちろんその動機の一つといたしまして、行政審議会の答申によることと言ふまでもあります

が、しかしそればかりでないものであります。現在の行政機構というものがきわめて複雑多岐でありますて、何らか抜本的の改組をする必要に迫られておるときでありますからして、答申もあつたことでもあり、おそらく小澤長官としては提案をしたのだろうと思ひます。答申は答申いたしまして、

政府が臨時調査会を提案する以上は、あとは政府の責任においてこれをやるものでありますて、この答申案に盛られておる事項は一応調査の対象にはなります。なりますけれども、これを遂行するため調査会を作るのではないのです

でありますからして、十分検討いたしまして、臨時行政調査会を作った目的に沿うような運営の仕方を、新しい調査会にしていただきたい、こう考えておるわけでございます。

○山内委員 今長官は非常に大事なことを御発言があつたので、それはまた

公共事業全部民間にやれということを次にお聞きしますが、前にお尋ねした

野放しで、行政審議会は政府に非常に強要といいますか、要請しておる。この

ことがほたして政府の仕事をどういふんだけ、業者にやらせるのだ、直當はまかりならぬという答申なんあります。こういう行政審議会の答申をうの

みにしていいものかどうか、その点私

非常な不安があるわけです。実例もあ

りますので、申し上げてもよろしいの

ですが、もう一ぺんお聞きしておきた

い。

○川島國務大臣 私は不敏にしてまだ

そういう点に對する研究が足りないのであります。公共事業全部を民間に移すか移さなかということは、これは

非常に重大なる政治問題でありますから、そういうものを取り上げて今度の

調査会で検討して参らうと思っており

ます。私ども役所をいたしましても、自

由民主党でも社会党でも政党自体も、

すべてに、御研究願う問題であります

で、ここで結論的にどうと申し上げる

ことは困難でないかと思うのでありま

す。

○山内委員 いや、実はこの説明は行

政審議会もありっぱな人々が委員になつて出された結論でありますけれども、公

共事業を全部請負でやれということは少

し冒険ではないか。しかも国の行政と

つて多少無能率が上がらぬでも、一つの社会政策として失業対策でやる事業だから、それを一つ直営にしてやろうと成り立つと思う。ですから、これを見

ますと、野放しで何か請負をやることだけがいいように書いてあるけれども、これは決してあなた方の政府がね

やりになつても野放しではできないことではないか。こういうことをちょっと御注意を申し上げたわけです。

そこで今大臣から大事な御答弁があつたわけですが、この行政審議会の

答申そのものを実行するのではない

のだ。新たにできる行政調査会そのも

のが、いろいろなスタッフを集めて、こ

れから研究し、そうしてどうすること

とがいいのか、一つ立案研究してこれ

からやつていこう。私は実はその点を

ほんとうは聞きたかったのであります

。御答弁のある前に……。そうしま

すとせっかく答申が、こうして何日

も御努力になつたりっぱな人々が協議

された、このことは無視されていい、

これは逆な面もあると思う。とい

うことは、たとえば公共事業というの

は説明するのもおこがましい話ですか

れども、いろいろな国政策といふもの

はこの中に入つていかなければなら

ぬ。たとえば失業者のために失業対策

をやる。そうすると公共事業を起こし

て、そういう何%の失業者はこの中へ

入れるという法律もあるわけです。と

ころが民間に請負でやらせると、こう

いうことができない。なかなかやらな

い。能率が上がるなどとかいう

ことで、せつかも失業対策として考え

たものが消えてなくなつてしまふ。そ

して、それに拘束されるという意味は

れではうまくないから、逆に直営でも

全然ございません。ただこれは調査の

対象になるということだけははつきり

しております。

○山内委員 それをおまり議論します

と、第四番目には、国会関係の業務が

あります。これが非常に一般的で抽象論であ

りますから、このことはまた機会があ

つたらお聞きすることにしまして、

こういうことの念を一つ押したいと思

います。

行管も誕生してからかれこれ十年く

らいになるとおもいます。そしていろいろな仕事をおやりになり、そしてその

結果は答申の文書でもつてわれわれの

前に明らかになつておるわけあります。

これを「行政監察からみた行政の問題点」という非常に分厚いもの、これ

も実はゆうべ私の手元に届いたばかり

で、内容はもちろん読むいとまはない

のですが、この目次だけをずっと拾つてみます。相当地行政の核心に触

れた非常な努力の跡と、ここから結論

がおると私は思う。これ以上どういう方法でお調べになるかわかりませんけれども、調査会というものを新たに設けて、そしてそのスタッフでもつてか

りにいろいろなものを研究されても、

これ以上のものはないのじやないか。

しかもこれは时限で三ヵ年、昭和三十九年までに結論を出すことになつてお

る。そうするとおのずと資料というものは、今まで行管の職員の諸君が集められたそのものを、ただどういうふうに使うかという使い方の問題だけじゃないかと思います。こういうことでこ

れ以上どういうふうにお調べになるの

の内容は、調査の対象になります。

なりますけれども、これに拘束され

て、この範囲内で調査するのではない

のでありますけれども、これに拘束され

て、こういうことでありますから

便をかけていますからして、この際抜

いたしましてはたとい答申がなくと

も、現在の行政機構というものが非常

に複雑でありますて、國民に非常に不

便をかけていますからして、この際抜

いたしましてはたとい答申があつたから

し。それだけにこだわって出したから

して、それに拘束されるという意味は

意味ではないのであります。

か、この調査会の運営について少し構想がありまして、これは事務的なことですから長官でなくてけつこうです。一つか二つ答えていただきたい。

○山口(西)政府委員　ただいま御指摘のように沿岸航行する汽船は出

と、大体ここは、この予算の概要をも
らっておりますので、各厅から供出さ
れる方々の人数も大体わかります。た
だこういうふうにして各厅からエキス
パートの方々がお集まりになるので
しょうけれども、皆さま、仕事として

御答弁ですから、これはまたこれから
の委員の選考を新たにされて、構成が
かわればまた公正な改革があると思いま
す。しかしながらこれだけの国家
の行政全般に精通して、そして正しい
意見を持つて、さらにはこの委員会に参

でこの調査会の内容について、この法案から二、三お尋ねしておきたいと
思います。

る、こういう構想で今度の調査会の調査の機構は考えております。

ておりまます。その問題点を今後改善していくというために、どういうふうにしていくべきかという問題につきましては、これはやはり相当外部の人の専門家的な意見を取り入れる必要があるというのが、今度の構想の一つの重要なポイントであります。そこで、もちろんこの監察の結果は利用されるわけでございますが、さらにその上に独特の外部の人たちの構想に基づく調査を加えて、前向きに積極的に改善方法も出していきたい、かような考え方でございますので、今度の調査会におきましては、専門調査会の方をお願いをいたしまして、大体この前長官からも御答弁申し上げたのでございますが、調査会が発足しましてからあるいは調査会の御意見によって多少変えられることはあると思いますけれども、ただいまの構想では、ほぼ四つないし五つくらいの専門の調査部会を作りまして、それに専門の相當学識の高い方々を配属いたしまして、その下に手足として調査員を、これは主として行政管理局が協力するようになりますと思いますが、政府機関の方から加えて、それによって調査を進めていく、かような考え方でおります。

しまって、ここで行政の簡素化をみんなで相談しようといつても、ことがなわ張りの温床になるのじやないか。そこでなくとも、この広い中で、この前何かのときに私も指摘しましたけれども、確かに各官庁のなわ張りといふものは行政の能率を妨げていると思いません。けれども、集約されてここに集まつた人たちが、お互いに自分の出できた先のあれをやつたら、これは同じことになるのじやないですか。この心配が一つ。

もう一つは、民間人も大いに意見を入れる。ところがこの民間人の御意見というのも、私非常に片寄り過ぎる心配があると思う。特に、先ほど長官にちょっと申し上げましたが、民間の方いうと、財界の方だろうと思うのです。そうすると自分のというか、財界が繁栄するように、政府のやつている仕事は全部民間に払い下げて、あるいは請負でやる、こういう意見が強くなると思う。私はこの第五次の答申案をお書きになつた委員の方の名簽をずっと見ましたが、この中に大学の教授、先生が三人か、あとはほとんど財界の考え方を集められていました。そういう点を私強く指摘したい。けれどもこの四つの柱は、財界を中心としたものの考え方に集約されていった。それは今度の調査会の調査事項にはなるけれども拘束を受けないという長官の

意見を出してくる七人の委員といふのは、どういうふうに御選考になるつも
りか知りませんけれども、これは大へ
んな事業だだと思います。あるいは考え
ようによつては、各省から一名ずつな
わ張り争いで一生懸命議論せいやら
しておいて、その中で川島長官のよう
な卓抜した意見を持つておる者は、そ
の議論の中から集約して結論を出すと
いう考え方もあるかもしれませんけれ
ども、私はかえつてこの調査会がそうち
うことでは各省のなわ張り争いの一つ
の発火点になりはせぬかと思う。その
点についてはどういうお考えですか。
○川島国務大臣 この調査会が成果を
おさめるか、おさめないかということ
は、全く委員の人選によるのであります。
まだ委員は人選しておりませんけ
れども、幸いに御承認を得れば直ちに
人選に入りたいと思っております。こ
の人選につきましては各界から広く人
を求めて。財界に片寄りませんで、
学界その他各界から求めるとともに、
むろん七人委員には、役人は入れませ
ん。ただ専門委員、調査員には必要上
若干役人を入れますけれども、これま
た民間の方々に御協力を願いまして、
役所のにおいの全くない、違った角度
から、今の行政機構を検討して立案す
る、こういうふうに持つていただきたいと
思つております。

の専門委員あるいは調査員、これらは若干役所から入ってくるということも、技術を必要とするからやむを得ぬと思います。ただこの人たちを全部非常勤にしておるのはどういうことなのか、これだけの仕事を三年という期限つきで、そして結論を出さなければならぬのに、私はそういう財界人とか学者を常勤にせいということは無理だと思ひますけれども、少なくとも専門委員、調査員ならば、これは仕事に傾倒させなければならないのではないか。これを非常勤とした理由がどこにあるのか、その点もお聞きしたい。

○山口(酉)政府委員 専門委員につきましては、実際は私どもの考え方でも常勤的な人を得たいと考えておったわけです。しかしいろいろ具体的に検討してみますと、そういう人は得られない。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

これは时限立法でござりますから、相当待遇をよくいたしましても、今やつております職を離れて専門に来るというような方々を求めるとは、実際困難であると考えられましたので、非常勤という形にしておきますけれども、実際は勤務の日数を相当多くしていただきようと考えておるのでございまして。そこで、それには調査員を割合多く見ておりますが、その専門委員の指揮に従つて事務を遂行するわけでございまして、調査員の指揮をするだけの時間ですと常についていなくともでき

ね、そういうふうなと行政審議会の職員とか、そういう機構をあげて調査会に吸収するという考え方ですか。そうではなくて開店休業ということなんですか。

○山口(酉)政府委員 この法案に書いたございりますのは、行政審議会の方には、この調査会が調査審議することを適当とすることについては、諮問をしないということになつておりますが、実は行政審議会の方はほかに任務を持つております。そこではかの任務につきましては行政審議会が行なわれることになるはずであります。

○山内委員 この調査会の調査の範囲なのですが、これは地方公共団体及び公共企業体、そういうものも一応調査の対象になるとうたつてあるわけです。そうしますと、これは大へんな範囲になるわけですが、地方公共団体は当然これだけの熱意をもつてやるのですから、捨てておく、わけにはいかない。公共企業体も同じだ。しかしこのやり方ですが、これはどういうふうにお考えになつておるのか。たとえば地方公共団体に権限を委譲して、そして今いろいろ委託事務ということで実は地方公共団体にやらしている仕事がたくさんあります。あるけれども、その経費というものはほんの名義だけをやって、そして地方公共団体では非常に迷惑しておる事実がある。ですから地方にまかせるものは全部地方に権限を委譲するという考えに立つのか、それとも中央集権的に、地方にやらせるよ

○山内委員 資料が古いかどうか知りませんが、非常に貴重な、これでも一つのものの考え方の足がかりになる資料だと思います。イギリスは公務員一人で平均して十五人のサービスをしておるのだ、日本は三十一人というと倍以上でありますて、日本はむしろ公務員が少ない、こういう結論が一応これで出たと思います。今前提のあります通り、それはばかり方もあるでしようし、公務員の性格、発令の形式の問題もあろうと思いますので、これはわからませんけれども、しかし私の勘の通り決して公務員は多くない、むしろ足りないのではないか。そういうことで、行政審議会の答申のありました通り、機械化せよということをうたつております。電子計算機ですか、あるいはようなものも使え、そうして能率を上げよということは、これは妥当な考え方だと思います。そうして能率が上がり人が余つても首は切らないのだ、こういうことであれば、別に反対する何ものもないと思います。どうしても少しお手間をよくしてもらつて、公務員と一般の民間人との接触ももう少しなごやかな接触が保てませんと、忙しいとどうしてもそこがとげしくなつて、私どもこういうバッジをつけて行けば待遇ががらりと変わりますけれども、これではすして知らない官庁に行つてごらんなさい。とてもじやないがとげとげしい。私考えてみれば非常にお氣の毒だと思うのです。忙

しいところに行つて用を足しますから、そういうことになると思います。ぜひひその点は広い見地に立つて一つ長官もお考えをいただきたい。そこででも官もお考えをいただきたい。そこでもさりに計算はどう出るか、今度新しい資料でおやりになると思いますけれども、やつた結果人が余る。配置転換でどこかを調整しても、大体この線でこそこそを調整しても、大体この線に沿つておつつかなくなってきた。こういう場合は長官はどうですか、一つこの場合は公務員の勤務時間の短縮ぐらい思い切つておやりになるお考えはありませんか。どういうことで私申し上げておるか、これは決して公務員を遅ばせるとかなんとかいうことではない。一つの例ですけれども、たとえば東京都の朝のラッシュ・アワーのあの混雑なんかどうですか。時差出勤をやってみても同じことなんですね。それよりもかえつて公務員は能率をうんと上げたかわりに、勤務時間八時間勤務をかりに七時間で一時間の差を作つておくと、この東京都に集まる公務員が一時間ラッシュ・アワーからはずれたら、それこそほんとうの一つの交通緩和になるじやありませんか。私はそれで業務能率が下がるとは思わない。そういう意味で思い切つて長官が、そういう場合には勤務時間の短縮をやってやろう、そこまで御発言があれば、これは人員整理をねらつた調査会ではないのだ。これは大いに研究して、一つ能率の高い合理的な行政運営を考えようじゃないか。これは協力者の考え方はずつと変わつてくると思う。この点について長官……。

御議論になつておる人員のアンバランスを除外するということは、これは結果がそうなるかもしらぬというのであります。重点がそこにないことは言ひません。かつて多いと言つたこともなし、少ないと言つたこともないでありますけれども、何せ能率を持つことで申し上げるだけの資料を持つております。かつて多いと言つたところにはどうすればいいかという点から、いろいろのものを考えておるわけがあります。今お話しのようのも一つのお考えだと思うのです。もう少し一つ公務員に修養と休養の時間を与えて能率的に働くを、こういうお考えなんだと思いますが、そういう考え方もありますが、これは公務員だけではなくて、一般国民の勤労時間ともこれはにらみ合わせる仕事でありますからして、ここで軽々にものを申し上げるわけにはいかぬのでありますけれども、一つのお考えとしてこれははつきり承つておきます。

作つて強力に施策をやるならば、「将来国家財政にも寄与するところが大である」と考へる。」とあります。節約せよということであります。それからこの前には、政府の行政部機構委員会、カッコして「F-1委員会」というものを頭に置いて、この答申がなされていました。御承知の通りF-1委員会は非常な節約をもたらした。しかしあの置かれていた条件と時代が違いますから、私はF-1委員会と同じような考え方を持つてはいかぬと思います。全然時とところと國家の機構も違いますから……。しかしながらこの答申案を流れるものはそういう点にあるといふことを一つ頭に置いて、ほんとうにおやりになるならば、新しい日本独自のフレッシュな、そして今長官からいろいろお出しのありましたその信念を角度から一つ御研究をいただきたい。この答申案にとらわれたら、私は非常に困ると思います。そういうことで私は終わります。

つておりまして、いろいろ行政機構
ぶつかりまして、これではいかぬぞ、
何としてもこの際一つ抜本的解決をして
たいということをかねて思っておりま
したので、もしかりにこうした小選
前大臣からの引き継ぎがなくて、私
自身としてもこういう発案をしたかも
しれないのです。私はこれに
非常に熱意を持つております。首切りで
なんという、そういうことではない
に、もっと高度の見地から日本の多岐に
ある行政というものをどうしたらいい
かということでお考えしております。先ほ
ど石橋さんから話のありました共同してやつて
てものを調弁するということ、これも
まことにけつこうなことですからして、
現に官庁の建設、建築事務というもの
は、今日では建設省が統一してやつて
いるわけであります。あいう横割りの
ものもあるのでありますからして、
縦割りの割拠主義を何とかして一つ排
除いたしまして、今みたいな無責任な
お互いに職場を堅持するということを
よして、ほんとうに能率の上がるよう
な行政機構を作りたいということが法
の念願でござりますから、その点は一
つ御了解願つておきたいと思います。
○中島委員長 次会は公報をもつてお
知らせすることとし、本日はこれにて
散会いたします。

（参考）「日本語の文法」（著者：吉川英治）

つております。いろいろ行政機構をふつかりまして、これではいかぬぞ、何としてもこの際一つ抜本的解決をしたいということをかねて思つておりますので、もしかりにこうした小選前大臣からの引き継ぎがなくとも、私自身としてもこういう案発案をしたまゝに、もつと高度の見地から日本の多々ある行政といふものをどうしたらいいかということで考えております。先ほど石橋さんから話のありました共同してものを調査するということ、これもまたことだけつこうなことであります。現に官庁の建設、建築事務といふものは、今日では建設省が統一してやつてゐるわけであります。ああいう横割りのものもあるのでありますからして、縦割りの割拠主義を何とかして一つ排除いたしまして、今みたいな無責任なお互いに職場を堅持するということをよして、ほんとうに能率の上がるような行政機構を作りたいということが私の念願でござりますから、その点は一つ御了解願つておきたいと思います。

（二）「政治的」の立場をもつてゐる者たる筆者による解説

午後零時三十七分散合

△

— 8 —

四二号) に関する報告書
防衛庁職員給与法の一部を改正する
法律案(内閣提出第五〇号) に関する
報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月二十八日印刷

昭和三十六年十月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局